

川崎市土地開発公社事業資金貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市土地開発公社（以下「公社」という。）に対し、土地開発公社経営健全化計画に基づきその事業運営に必要な資金（以下「資金」という。）を貸し付けることにより、公社の経営の健全化に資することを目的とする。

(貸付額)

第2条 貸付額は別表1及び2に定める金額とする。

(貸付利率)

第3条 資金の貸付利率は、無利子とする。

(貸付期間等)

第4条 資金の貸付期間は、10年とする。

2 資金の償還日は、貸付期間の満了日とする。ただし、別途定める場合には、繰上償還するものとする。

3 繰上償還の手続きについては、別途定める。

(償還方法)

第5条 公社は、前条に定める貸付期間満了日に、一括償還の方法で市に返済するものとする。

(決定通知)

第6条 市長は、資金を貸し付けることと決定したときは、貸付決定通知書（第1号様式）により、公社に通知する。

(借用証書の提出)

第7条 資金の借入を受けた公社は、直ちに借用証書（第2号様式）

を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成13年3月30日から施行する。

附 則

この要綱の変更は、平成16年3月31日から施行する。

附 則

この要綱の変更は、令和元年5月1日から施行する。

別表 1

資産名	区	所在地	面積(m ²)	貸付額(百万円)
山口台地内公共用地	麻生区	上麻生 4 丁目 6-1	206.52	71
		上麻生 4 丁目 6-2	209.27	72
		上麻生 4 丁目 10-1	204.85	75
		上麻生 4 丁目 10-2	209.35	76
		上麻生 4 丁目 40-3	749.89	262
		上麻生 4 丁目 50-13	397.93	115
金程地内公共用地	麻生区	向原 1 丁目 14-5	302.26	88
		向原 1 丁目 14-6	342.16	99
		向原 1 丁目 14-7	343.66	100
		向原 1 丁目 14-8	344.49	100
		向原 1 丁目 14-9	242.94	70
		向原 1 丁目 14-10	237.79	69
		向原 1 丁目 14-15	233.22	72
		金程 4 丁目 21-20	298.84	83
下作延地内公共用地	高津区	下作延 1923-21	358.16	292
藤崎(地内)公共用地	川崎区	藤崎 4 丁目 139-1	1,680.55	669
宮前区初山1丁目地内代替地	宮前区	初山 1 丁目 1196-1 外	417.34	263
日ノ出1丁目地内公共用地	川崎区	日ノ出 1 丁目 1 番 5	680.65	157
都市計画道路東京丸子横浜線用地	中原区	市ノ坪 158-3	32.37	45
		丸子通 1-790-1	218.52	340
都市計画道路世田谷町田線	多摩区	登戸新町 320-2	229.03	242
		登戸新町 314	127.92	128
水江町地内公共用地	川崎区	水江町 1-38	6,519.64	2,506
		水江町 1-61 外	2,908.92	1,120
登戸土地区画整理事業用地	多摩区	登戸 2220-3 外	2,945.62	2,318
鹿島田駅周辺地区再開発用地	幸区	鹿島田 950-3 外	1,571.82	909
新川崎地区都市拠点整備事業用地	幸区	北加瀬 1 丁目 1015	1,345.84	1,196
合計			23,359.55	11,537

別表 2

資産名	区(県)	所在地	面積(㎡)	貸付額(百万円)
(仮称)市民利用施設事業用地	静岡県	南伊豆町下賀茂字九条 160 外	70,696.09	733
都市計画道路向ヶ丘遊園駅菅生線用地	多摩区	東生田2丁目 4686-3 外	109.40	90
水江町地内公共用地	川崎区	水江町 1-41 外	54,427.36	22,340
合 計			125,232.85	23,163